

(参考1) 需給ひっ迫時の対応について

前日18:00目途

① 需給ひっ迫警報の発令(第一報)

- ・他電力から電力融通を最大限に受けても、供給予備率が3%を下回る見通しとなった場合、政府から、ひっ迫電力管内に対し、警報を発令。

※当日早朝や午前中に大型発電所の計画外停止が重なった場合等においては、急遽、警報を発令する
場合がある。

当日9:00目途

② 需給ひっ迫警報の発令(続報)

- ・当日9:00を目途に政府から発令。

※必要に応じ、9:00以前に続報を発令する場合がある。なお、需給ひっ迫のおそれが解消されたと
判断される場合には警報を解除する。

警報発令後も
予備率が1%を
下回る見通し
である場合

③ 「緊急速報メール」発出

- ・政府からひっ迫電力管内の携帯電話利用者に「緊急速報メール」を
発信し、電気の利用を極力控えることを要請。

※緊急速報メールは、早朝・深夜の時間帯等、需要抑制効果が見込めないと判断される場合には送信しない。

節電協力による停電回避